○農林水産省告示第千六百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成九年七月九日農林水産省告示第千百十二号（一及び二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに安芸高田市役所及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県白石市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県白石市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県白石市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百三十八号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十六条において準用する同法第七十条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録を更新したので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十二条において準用する同規則第百十三条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年六月二十九日

経済産業大臣　宮沢　洋一

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
一般財団法人北海道電気保安協会	北海道札幌市西区発寒六条十二丁目六番十一号	平成二十七年六月二十九日
一般財団法人東北電気保安協会	宮城県仙台市太白区あすと長町三丁目二番三十六号	平成二十七年六月二十九日
一般財団法人関東電気保安協会	東京都豊島区池袋三丁目一番二号	平成二十七年六月二十九日
一般財団法人中部電気保安協会	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目十九番十二号	平成二十七年六月二十九日
一般財団法人北陸電気保安協会	富山県富山市桜橋通り三番一号	平成二十七年六月二十九日
一般財団法人関西電気保安協会	大阪府大阪市北区曽根崎一丁目二番六号	平成二十七年六月二十九日
一般財団法人中国電気保安協会	広島県広島市中区小町四番三十三号	平成二十七年六月二十九日
一般財団法人四国電気保安協会	香川県高松市福岡町三丁目三十一番十五号	平成二十七年六月二十九日
一般財団法人九州電気保安協会	福岡県福岡市中央区薬院一丁目十三番八号	平成二十七年六月二十九日
一般財団法人沖縄電気保安協会	沖縄県那覇市西三丁目八番二十一号	平成二十七年六月二十九日

○国土交通省告示第八百十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月二十九日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　中国縦貫自動車道

道路の区域

区間　西宮市塩瀬町名塩字土林上五〇一二番三から同市塩瀬町名塩字ヤケリ四八四五番六まで

変更前後別　敷地の幅員　延長

変更前　最大　二四一（メートル）　（メートル）

前　最小　三九

後　最大　二四一　一、一〇三

後　最小　三九

○国土交通省告示第八百十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月二十九日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏